新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2020 年 6 月 26 日
共同会派　立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム

【本日特に協議を求める件】

① これまでの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議と政府との関係について検証すること。加えて、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議構成員一同によりとりまとめられた提言を政府としても真摯に受け止め、今後の新型コロナウイルス感染症対策に活かすこと。

② 人格なき社団も含め、課税対象となるあらゆる業種の個人・団体について、分け隔てなく持続化給付金や家賃支援、税の減免、融資等の対象とすること。

③ 持続化給付金については、給付上限額の大幅増額を行うとともに、支給要件の緩和（現行 50%以上の売り上げ減少率を 30%以上にする等）を行うこと。また、寄付や雑所得など様々な収入減についても柔軟に事業収入減として認めること。

④ 特に収入が減少した個人に対して追加給付を行うことなどの対策を講ずること。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、簡便な手続きで速やかに給付するとともに、対象をすべての企業とし、賃金が大きく減少したすべての労働者に対して支給すること。また、失業給付の上限額を遡って休業支援金と同程度に引き上げること。

⑥ 経営環境が悪化している、歯科を含む医療機関等を支えるための新たな給付金を創設すること。

⑦ 今後の検査について政府の考えを整理し、それに基づいた体制整備を行うこと。

⑧ 持続化給付金、雇用調整助成金、無利子無担保融資の手続について簡素で迅速なものとなっているかを検証し、専門家活用などにより早急に改善すること。また、あらゆる給付や助成、融資等について、それぞれの進捗状況をわかりやすく示すこと。

【引き続き検討を求める件】

⑨ 今後も毎週、政府与野党連絡協議会を開催すること。

⑩ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の使途を閣議決定する際には、事前に政府与野党連絡協議会にその内容を示すとともに、予算委員会審議を行うこと。また、今後、必要に応じて第三次補正予算を編成すること。

⑪ オリンピック関連予算をはじめとする不要不急の既計上予算について見直すこと。

⑫ 持続化給付金や Go To キャンペーンをはじめとする各種事業の受託事業者の選定過程や事業実施体制・実施状況等について、説明責任を果たすとともに、委託費の削減を図ること。

⑬ マスク着用による健康面への影響等について、国民に混乱をきたさないよう周知・広報するとともに、夏季向けに健康への影響の少ない新素材の開発・普及を進めること。
⑭ 自動車関連諸税など各種税や社会保険料等のさらなる減免を行うこと。
⑮ 地方創生臨時交付金については、その額を５兆円とするとともに、自由度を高くし、交付手続も簡易・迅速なものとすること。
⑯ 中小企業等の返済の猶予や返済期間の延長、金利の減免などの条件緩和要望には誠実に対応することを金融機関に求める立法（モラトリアム法）について検討すること。
⑰ 時限的に公益法人・一般法人等も信用保証制度の対象とするとともに、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付については中小企業事業（融資上限３億円）の対象とすること。
⑱ 新しい生活様式の導入に伴い、顧客減や収容人数減などで十分な収入が確保できない事業者や施設所有者に対して様々な支援策を講ずること。
⑲ 医療崩壊を防ぐためにも、次の流行期のインフルエンザワクチン接種については、希望する全ての人が無償で受けられるようにすること。また、そのために必要なワクチンを確保すること。
⑳ 保育所や学童保育で働く者に対しても慰労金を支給すること。
㉑ 認可外保育園について、登園自粛した保護者の保育料の軽減措置を講じること。
㉒ 移動の自粛により、公共交通機関の経営が極めて厳しい状況にあることに鑑み、需要回復に至るまでの支援策を講ずること。また、事業規模に関わらず、固定資産税や航空機燃料税、着陸料などの減免を行うこと。
㉓ 活動の縮小や停止を余儀なくされている文化芸術関係者や関連業種従事者への支援について、支援対象を拡大し、予算を大幅増額すること。
㉔ 児童扶養手当受給者に対して、半年間、児童扶養手当の額（全部支給の額）に相当する額の臨時特別給付金を支給すること。
㉕ 特別定額給付金の基準日（2020 年 4 月 27 日）以降で給付申請書到着以前に亡くなった方についても、給付金の支給対象とすること。
㉖ 在外邦人についても特別定額給付金の支給対象とすること。また、在外邦人の生活に支障がないよう、適切な対応を行うこと。
㉗ 雇用調整助成金については、企業の規模を問わず、減収が著しい事業者については、助成率を 10/10 とすること。また、早急にオンライン申請ができるようにすること。
㉘ 小学校休業等対応助成金の活用を促進するため、個人申請方式を導入すること。
㉙ 学校の再開に際して、新しい生活様式の導入に必要十分な教員や指導員などの人材の確保を行うと同時に、必要な備品の確保、施設・設備の改修支援を行い、学びの機会を保障すること。教員については臨時免許を活用すること等により、必要な人員を確保すること。
㉚ 休校措置の長期化に伴い、受験を迎える子どもたちに不公平が生じないよう配慮する

こと。

㉛　学生支援については、野党提出法案の趣旨を踏まえ、授業料の半額を免除すること。奨学金については、返還が困難な者に対し、今年度分の返還を免除すること。

㉜　学生支援緊急給付金支給に関し、留学生だけに課されている成績要件を撤廃すること。

㉝　外国人労働者や技能実習生の生活に支障がないよう、適切な対応を行うこと。また、帰国待機中の外国人の在留資格の延長、雇用先・滞在先の確保など十分な配慮を行うこと。

㉞　感染リスクを回避するため仮放免された者の生活や医療を支援する措置を、自治体と連携して行うこと。

以上について、政府及び与党においてもそれぞれ速やかに議論を行い、結論を出すこと。

以　上